

# 第3期茨城県医療費適正化計画の概要

根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
計画策定の趣旨	国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制を堅持するため、高齢者の医療費を中心に、医療費が過大に増大しないようにする。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の生活の質の維持と向上 茨城県における今後の健康と医療の在り方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適正な医療の効率化を目指す。</li> <li>○ 超高齢社会の到来への対応 本県の75歳以上（後期高齢者）人口は増加し、平成37年に493千人になると予想されることから、後期高齢者医療費の伸びを中長期にわたって徐々に下げていくことを目指す。</li> </ul>
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の健康の保持の推進（特定健康診査、特定保健指導の実施率向上等）</li> <li>② 医療の効率的な提供の推進（後発医薬品の使用促進等）</li> </ul>



## 第3期茨城県医療費適正化計画 【計画期間：平成30～35年度】

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（H28.3.31厚生労働省告示）に基づき、特定健診・特定保健指導等について国と同じ目標を設定しながら、県独自の項目を一部追加。

### 1 住民の健康の保持の推進

	現行値	目標値(H35)	今後の主な取組
特定健康診査実施率	49.8% (H27)	70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者による特定健診・特定保健指導の促進</li> <li>・ 保険者協議会への支援</li> <li>・ 生活習慣病予防のための普及・啓発促進</li> <li>・ 医療費適正化のための調査研究推進</li> </ul>
特定保健指導実施率	16.7% (H27)	45%	
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	8.2% (H27)	25%	
たばこ対策の推進 (成人の喫煙者割合)	男性 33.5% 女性 6.6% (H28)	男性 25.5% 女性 4.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙関連疾患に関する啓発</li> <li>・ 歯科医院・薬局での禁煙支援・相談による禁煙支援の推進</li> <li>・ 学校等での健康教育の実施や妊産婦に対する指導</li> </ul>
予防接種の普及啓発の推進	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種機会の安定的な確保</li> <li>・ 予防接種に関する正しい情報の普及啓発</li> </ul>
糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規人工透析導入者数)	416人 (H27)	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症化リスクの高い未受診者への受診勧奨や通院患者への保健指導の促進</li> <li>・ 医療機関同士の連携による合併症の早期発見の推進</li> </ul>
歯科口腔保健の推進 (80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合)	41.0% (H27)	50%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯や歯周病予防対策の推進による歯科疾患の予防</li> <li>・ 口腔機能の獲得・維持・向上</li> <li>・ 歯科口腔保健を担う者の連携・協力</li> </ul>

### 2 医療の効率的な提供の推進

	現行値	目標値(H35)	今後の主な取組
後発医薬品の使用促進	68.0% (H29.2)	80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民や医療関係者の理解を深めるための啓発強化</li> <li>・ 後発医薬品の使用促進に係る環境整備</li> </ul>
医薬品の適正使用推進 (在宅訪問実施薬局数)	12.4箇所 (H29.3)	19.7箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進</li> <li>・ 県民に対し医薬品適正使用に向けた啓発</li> </ul>

### 【計画期間における医療費の見通し】

平成35年度（計画期間最終年度）において約169億円の医療費適正化効果を試算